

なわて水みらい緑地運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府東部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が下水道の普及啓発を図るため整備したなわて水みらいセンター（以下「センター」という。）内のなわて水みらい緑地（以下「緑地」という。）を広く府民の利用に供するに当たり、これの円滑な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

(区域及び設置する施設)

第2条 緑地内に設置する施設の名称は次のとおりとし、緑地の区域は別図のとおりとする。

- (1) 多目的広場
- (2) 憩いのゾーン
- (3) みどりせせらぎゾーン

(利用の期日及び時間)

第3条 緑地の利用日及び利用時間は次のとおりとする。ただし、大阪府東部流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める場合は、臨時に利用を中止し、又は利用日若しくは利用時間を変更することができる。

- (1) 利用日は、1月4日から12月28日までとする。
- (2) 緑地の休日（以下「閉園日」という。）は、毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日）および12月29日から翌年1月3日までとする。
- (3) 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(利用料)

第4条 緑地の利用料は徴収しない。

(利用の制限等)

第5条 所長は、センターの運転管理上必要があるとき、又は工事その他の理由により緑地の利用に支障があると認めるときは、利用者に対し、その利用を制限し、又は禁止することができる。

- 2 所長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用の中止、退去、又は物件の撤去を命ずることができる。
 - (1) 建物、工作物、設備、植栽等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある行為をしようとする者
 - (2) 公用目的以外のポスター、貼紙、広告等を掲示し、又は掲示しようとする者
 - (3) 承認を得ないで、施設若しくは附属設備を損傷するおそれのある、又は他の利用者に迷惑をかけるおそれのある仮設工作物等を設置し、又は設置しようとする者
 - (4) たき火、花火、バーベキュー等火災予防上危険を伴う行為をし、又は行為をしようとする者

- (5) 凶器、爆発物、その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
- (6) 露天、行商、その他これらに類する行為をし、又は行為をしようとする者
- (7) 緑地に犬、その他の動物を持ち込みし、又は持ち込もうとする者、ただし介助犬、盲導犬等については除く
- (8) 立入禁止区域に進入し、又は進入しようとする者
- (9) 指定された以外の場所に、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、車輪を有する遊具、その他の人の力によらずに運転する車両を乗り入れ、又は乗り入れようとする者（電動車椅子、管理上必要な作業用車両等を除く）
- (10) 野球（硬式・準硬式・軟式）、ソフトボール、ゴルフ、サッカー、その他ボールを使用する行為で、第三者に危害を及ぼすおそれのある行為をし、又はしようとする者
- (11) 無人航空機（いわゆるドローン等）を飛行させ、又は飛行させようとする者
- (12) 営利を目的として、会費、指導料等の料金を徴収し、又は徴収しようとする者
- (13) 不当な差別的言動を行い、又は行おうとする者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反し、緑地本来の利用を著しく妨げる行為をし、又は行為をしようとする者
- (15) 第2条に掲げる（1）から（3）の施設を専有し利用しようとする者
- (16) 管理上必要な指示に従わない者
- (17) その他管理上支障があると認められる者

3 所長は、特別警報、暴風警報、大雨警報、竜巻注意情報、その他利用者の安全が確保できないと判断した場合、緑地を閉園し、利用の中止、退去、又は物件の撤去を命ずることができる。

（損害賠償）

第6条 利用者は、第5条第2項に掲げる行為により、事務所又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（利用者の責務）

第7条 緑地（駐車場及び駐輪場を含む。）の利用中に発生した事故又は傷害については、利用者がその責任を負うものとする。

2 利用者は、緑地を常に清潔に保ち、互いに協力して秩序ある利用に努めなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、緑地の管理運営に必要な事項は所長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱の一部改正は、令和 8年4月1日から施行する。

(参考) 改正沿革

- ・ 制定 平成26年4月1日施行
- ・ 改正 令和元年7月1日施行
- ・ 改正 令和4年2月1日施行
- ・ 改正 令和8年4月1日施行 (本改正)

別図

